

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○表彰規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	一
○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四
○防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則	(危機対策課)	四
○知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	(情報政策課)	四
訓 令 甲		
○附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令	(人事課)	四
○職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令	(同)	五
○勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	五
○公印規程の一部を改正する訓令	(私学文書課)	五
○文書規程の一部を改正する訓令	(同)	六
告 示		
○職員表彰規程の一部を改正する告示	(人事課)	七

規 則

表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

○宮城県規則第三十六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表彰規則の一部を改正する規則

表彰規則(昭和四十二年宮城県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「地方機関の長」の下に「及び地方機関の支所の長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

(控除対象寄附金の指定等)

第二十一条 条例第二十七条第一項第三号の規則で定めるものは、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として知事が指定した寄附金とする。

2 前項の規定による指定を受けようとする寄附金に係る法人(以下「法人」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 前項の指定を受けようとする寄附金が所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号若しくは第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により同条第二項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。)又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金であること。

二 法人の主たる事務所又は事業所の所在及び名称

三 法人の代表者の氏名

四 県内における法人の事務所又は事業所の所在及び設置年月日

五 法人の事業の概要

六 法人が県民の福祉の増進に寄与する活動の内容及び活動を開始した年月日

七 その他知事が必要と認める事項

3 知事は、第一項の規定により寄附金の指定をするときは、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることができる。

4 第一項の規定による指定を受けた寄附金に係る法人は、第二項各号に掲げる事項に変更があつた

- ときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 一 寄附金が県民の福祉の増進に寄与する寄附金に該当しなくなったことが判明したとき。
 - 二 偽りその他の不正な手段により第一項の規定による指定を受けたことが判明したとき。
- 6 知事は、第一項の規定による指定をし、又は取消しをしたときは、速やかにその旨を告示するものとする。
- 別表様式第二十二号の項を次のように改める。
- 様式第二十二号 控除対象寄附金の指定に係る申請書 規則第二十一条
- 別表様式第二十三号の項を次のように改める。
- 様式第二十三号 控除対象寄附金の指定に係る申請事項変更申告書 規則第二十一条
- 様式第二十二号を次のように改める。

様式第22号（第21条関係）

控除対象寄附金の指定に係る申請書

平成 年 月 日 (宛て先) 宮城県知事 殿	主たる事務所又は 事業所の所在	〒	電話番号 () -
	(フリガナ) 名 称		担当者名:]
(フリガナ) 代表者の氏名	県内における事務 所又は事業所の所 在及び設置年月日	〒 宮城県	電話番号 () - 【設置年月日】 年 月 日
宮城県県税条例第27条第1項第3号に規定する寄附金として指定を受けたいので、宮城県県 税条例施行規則第21条第2項の規定により申請します。			
事業の概要	県民の福祉の増進 に寄与する活動の 内容及び活動開始 年月日		
所得税法等におけ る適用条項	【活動開始年月日】 年 月 日 <input type="checkbox"/> 所得税法第 条第 項第 号 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第 条		

※宮城県処理欄	審 査	指 定	告 示
---------	-----	-----	-----

【備考】 1 「所得税法等における適用条項」の欄については、所得税法等における寄附金控除の適用条項を記入して下さい。

2 申請書には、申請内容を証明する書類（所得税等の寄附金控除の対象となる寄附金であること等を証明する書類、定款又は寄附行為、登記事項証明書、事業報告書の写し等）を添付して下さい。

3 ※印の欄は記入しないで下さい。

様式第二十三号を次のように改める。

様式第23号 (第21条関係)

控除対象寄附金の指定に係る申請事項変更報告書

受付印

平成 年 月 日 (宛て先) 宮城県知事 殿	主たる事務所又は 事業所の所在	〒	電話番号 () -
	(フリガナ) 名 称	[担当者名:]	
(フリガナ) 代表者の氏名			

宮城県県税条例施行規則第21条第2項の規定により申請した事項について変更が生じたので、同条第4項の規定により報告します。

変更項目	変更前	変更後	変更年月日
<input type="checkbox"/> 主たる事務所又は事業所の所在			年 月 日
<input type="checkbox"/> 名称			年 月 日
<input type="checkbox"/> 代表者の氏名			年 月 日
<input type="checkbox"/> 県内における事務所又は事業所の所在			年 月 日
<input type="checkbox"/> 事業の概要			年 月 日
<input type="checkbox"/> 県民の福祉の増進に寄与する活動の内容			年 月 日
<input type="checkbox"/> 所得税法等における適用条項			年 月 日

※宮城県処理欄	審 査	変 更	指 定	告 示

【備考】 1 「変更項目」については、該当するものの□内にし印を付し、必要事項を記入して下さい。

2 申告書には、変更後の内容を証明する書類（定款又は寄附行為、登記事項証明書及び事業報告書の写し等）を添付して下さい。

3 ※印の欄は記入しないで下さい。

附 則

(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第二十一条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十七年一月一日以後に支出する同条第一項に規定する寄附金について適用する。

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十八号

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

県税に関する証明等手数料条例施行規則(昭和三十四年宮城県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十九号

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則(昭和四十三年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第四号の表防災原子力センターの項を次のように改める。

LA S C O M 宮 城 県 宮 城 ス ー パ ー V ー O ー (N) ド 可 搬 地 球	地 球 局	環 境 放 射 線 監 視 セ ン タ ー 所 長	仙 台 市 宮 城 野 区 幸 町 四 ー 七 ー ー 二 環 境 放 射 線 監 視 セ ン タ ー 内
---	-------	------------------------------	---

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十号

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用

に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十九年宮城県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外的認定に関する規則(平成十五年宮城県規則第四百号)の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外的認定に関する規則」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外的認定に関する規則」に改める。

別表第五特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外的認定に関する規則の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外的認定に関する規則」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外的認定に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第七号

附属機関の役割に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役割に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程（昭和五十九年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県歯科技工士国家試験委員の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第八号

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服等貸与規程（昭和四十八年宮城県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表二の項及び四の項中「拓桃医療療育センター等」を「リハビリテーション支援センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程（昭和五十三年宮城県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十一号中「、港湾事務所及び仙台港背後地土地区画整理事務所」を「及び港湾事務所」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十二号を同表第十一号とする。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表1の項中

飼い犬取締 条例（昭和 四十一年宮 城県条例第 三十三号） に基づく立 入調査身分 証明書用葉	飼い犬取締 条例（昭和 四十一年宮 城県条例第 三十三号） に基づく立 入調査身分 証明書用葉	方一五	宮 城 県 知 事 印	私学文書 課 長
--	--	-----	----------------	-------------

飼い犬取締
条例（昭和
四十一年宮
城県条例第
三十三号）
に基づく立
入調査身分
証明書用葉

土木事務所 地域事務所用
方二八
宮 城 県 知 事 印 (土木事務所地域事務所用)
土木事務所 各地域事務所長

土地地区画整理事務所所用	土木事務所 地域事務所用
方二八	方二八
宮 城 県 知 事 印 仙台港背後土地地区画整理事務所所用	宮 城 県 知 事 印 (土木事務所地域事務所用)
仙台港背後土地地区画整理事務所長	土木事務所 各地域事務所長

民法(昭和三十五年法律第四十五号)に基づく配置従事者身分証明書 建物取引士 証明介護保険法(平成九年法律第九十二号)に基づく介護支援専門員証明	土木事務所 地域事務所用
方二五	方二八
宮 城 県 知 事 印	宮 城 県 知 事 印
私学文書課長	土木事務所 各地域事務所長

に改め、同表2の項中

を

に

「竹対第 号 竹の内産廃処分場対策室」に、
「医設第 号 医学部設置推進室」を「医確第 号 医師確保対策室」に、

別表第一第二号(2)中「竹対第 号 震災廃対策室」を「竹の内産廃処分場対策室」に改める。
第二十七条ただし書中「にあつては、」を「の」に改める。
文書規程(昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

文書規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県訓令甲第十一号
この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日

附 則

土木事務所 地域事務所用	土木事務所 地域事務所用
方二八	方二八
宮 城 県 知 代 事 職 務 者 印 (土木事務所地域事務所用)	宮 城 県 知 代 事 職 務 者 印 (土木事務所地域事務所用)
土木事務所 各地域事務所長	土木事務所 各地域事務所長

に改める。

土地地区画整理事務所所用	土木事務所 地域事務所用
方二八	方二八
宮 城 県 知 代 事 職 務 者 印 仙台港背後土地地区画整理事務所所用	宮 城 県 知 代 事 職 務 者 印 (土木事務所地域事務所用)
仙台港背後土地地区画整理事務所長	土木事務所 各地域事務所長

を

「畜第 原七第 環放七第 精保七第 拓医七第 精保七第 栗夕総第 仙土区第 栗夕総第	号 号 号 号 号 号 号 号 号	「畜産課」を「畜第 全共第 号 畜産課 全国和牛能力共進会推進室」に、 宮城県原子力センター」を 宮城県環境放射線監視センター」に、 宮城県精神保健福祉センター」を 宮城県精神保健福祉センター」を 宮城県精神保健福祉センター」に、 宮城県栗原地方ダム総合事務所 宮城県仙台港背後地土地区画整理事務所」を 宮城県栗原地方ダム総合事務所」に改める。
--	---	--

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百八十九号

職員表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員表彰規程の一部を改正する告示

職員表彰規程（昭和四十六年宮城県告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「地方機関の長」の下に「（支所が置かれている地方機関にあつては、当該地方機

関の長又は当該支所の長）」を加える。

第十条第二項中「地方機関」の下に「及び地方機関の支所」を加える。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。